

(旧)

浜松市週休 2 日制工事（水道工事）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第 2 条 「週休 2 日制工事」の対象は、**上下水道部が発注する**、主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- （1）当初設計金額 2 5 0 万円以下の工事
- （2）契約上の工期が 1 ヶ月未満の工事
- （3）契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が 1 週間程度の工事
- （4）災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事

（用語の定義）

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- （1）週休 2 日
対象期間において、4 週 8 休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
- （2）対象期間
工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ・工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。
 - ・工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。
- （3）現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）
- （4）**4 週 8 休以上**
現場閉所率が、2 8．5 %（8 日／2 8 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所

(新)

浜松市週休 2 日制工事（水道工事）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において費用を適切に計上し、週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日制工事」という）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第 2 条 「週休 2 日制工事」の対象は、**（削除）**主に水道事業実務必携により積算する水道施設等の工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- （1）当初設計金額 2 5 0 万円以下の工事
- （2）契約上の工期が 1 ヶ月未満の工事
- （3）契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が 1 週間程度の工事
- （4）災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事

（用語の定義）

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- （1）週休 2 日
対象期間において、4 週 8 休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
- （2）対象期間
工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ・工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。
 - ・工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。
- （3）現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）
- （4）**現場閉所率**
対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 2 8．5 %以上の場合を 4 週 8 休以上、2 5 %以

(旧)

日数に含めるものとする。

(5) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。
現場閉所率が28.5％以上の場合を4週8休以上、25.0％以上28.5％未満を4週7休以上4週8休未満、21.4％以上25.0％未満を4週6休以上4週7休未満とする。（少数第2位切り捨てとする。）

(6) 完全週休2日

対象期間内の土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに現場閉所日を確保することをいう。

(発注方式)

第4条 次のいずれかによる方式を原則とし、発注方式ごとに、対象工事である旨等を特記仕様書等（別紙1・2）へ記載するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式 4週8休以上の達成を前提としつつも、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することとする。

(2) 受注者希望方式（変更時のみ）

受注者が、工事着工前に発注者に対して4週8休以上に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(積算方法等)

第5条 週休2日制工事の積算及び変更方法は次のとおりとする。

(1) 補正係数

対象期間中の現場閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお4週6休未満は補正しない。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

また、市場単価方式による積算についても対象期間中の現場閉所状況に応じて、補正係数を乗じる。（別紙3）

(2) 発注者指定方式

当初の設計金額の設定から、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し工事費を積算する。
ただし、現場閉所日の取得状況を確認し、4週8休に満たない場合、現場閉所状況に応じた補正係数により各経費を算定し、請負代金額を精算変更する。

(新)

上28.5％未満を4週7休以上4週8休未満、21.4％以上25.0％未満を4週6休以上4週7休未満とする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているものとみなす。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5％以上の状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注方式)

第4条 発注者指定方式により発注する。

発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
4週8休以上の達成を前提とする。

(削除)

(積算方法等)

第5条 週休2日制工事の積算及び変更方法は次のとおりとする。

(1) 補正係数

対象期間中の現場閉所状況に応じて、「浜松市週休2日制工事（水道工事）の積算について」に定める補正係数を乗じる。

(2) 発注者指定方式

当初の設計金額の設定から、月単位の週休2日を前提とした補正係数により各経費を補正し工事費を積算する。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

(旧)

(3) 受注者希望方式

現場閉所日の取得状況を確認し、4週8休以上の場合、各経費を補正して工事費を積算し、請負代金額を変更する。

なお、4週8休に満たない場合及び工事着工前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合は、変更の対象としない。

(実施方法)

第6条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる現場閉所日計画表(参考様式を参考とする)を監督員に提出し、受発注者同意のもとこれに基づき施工を行う。

(2) 発注者は、計画表の提出を受け、現場閉所日の取得計画を確認する。

(3) 受注者は、工事完工後すみやかに、週休2日の状況が分かる書類(現場閉所日確認表や工事記録簿等)を発注者へ提出する。

(4) 発注者は、受注者から提出された書類について、現場閉所日の取得状況を確認する。

(5) 工事成績評定

週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保(4週8休以上)」で評価する。

(入札公告)

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(新)

(削除)

(実施方法)

第6条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる現場閉所計画表(別紙2を参考とする)を監督員に提出し、受発注者同意のもとこれに基づき施工を行う。

(2) 発注者は、計画表の提出を受け、現場閉所日の取得計画を確認する。

(3) 受注者は、工事完工後すみやかに、週休2日の状況が分かる書類(現場閉所確認表や工事記録簿等)を発注者へ提出する。

(4) 発注者は、受注者から提出された書類について、現場閉所日の取得状況を確認する。

(5) 工事成績評定

週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保(4週8休以上)」で評価する。

(入札公告)

第7条 発注者は、週休2日制工事を実施する場合、入札公告において「週休2日を確保する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月4日から施行する。

(旧)

(別紙 1)

【発注者指定方式の場合】

浜松市週休 2 日制工事（水道工事）特記仕様書

本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する工事(発注者指定式)である。

第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において、週休 2 日を確保する工事(以下、「週休 2 日制工事」という)の実施に伴い必要となる費用を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始(6 日間)、夏季休暇(3 日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。

工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。(資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。)

(4) 4 週 8 休以上

現場閉所率が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(新)

(別紙 1)

【発注者指定方式の場合】

浜松市週休 2 日制工事（水道工事）特記仕様書

本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する工事(発注者指定式)である。

第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において、週休 2 日を確保する工事(以下、「週休 2 日制工事」という)の実施に伴い必要となる費用を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始(6 日間)、夏季休暇(3 日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。

工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。(資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。)

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数／対象期間日数)で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(旧)

(5) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。

現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25.0%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25.0%未満を4週6休以上4週7休未満とする。（少数第2位切り捨てとする。）

(6) 完全週休2日

対象期間内の土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに現場閉所日数を確保することをいう。

第3条 実施方法

週休2日制工事（発注者指定方式）の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 当該工事における発注者があらかじめ対象外としている期間は、**つぎ**のとおりである。
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発な対応期間
 - ・施工条件明示書の記載期間
- (2) 受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる 現場閉所日計画表（**参考様式**を参考とする）を監督員に提出し、確認を受けたうえで、これに基づき施工を行う。
- (3) 発注者が現場閉所日の取得状況を確認するため、受注者は、工事完工時すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所日確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。
- (4) 当初の設計金額の設定から、**4週8休以上**を前提とした補正係数により各経費を補正しており、発注者は、現場閉所日の取得状況を確認し、**4週8休に満たない場合、「浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領」（以下、「実施要領」という）で規定する現場閉所状況に応じた補正係数により各経費を算定し、請負代金額を精算変更**する。
- (5) 週休2日が達成された場合は実施要領に基づき、工事成績評価にて評価する。

(新)

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3条 実施方法

週休2日制工事（発注者指定方式）の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 当該工事における発注者があらかじめ対象外としている期間は、**次**のとおりである。
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発な対応期間
 - ・施工条件明示書の記載期間
- (2) 受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる 現場閉所計画表（**別紙2**を参考とする）を監督員に提出し、確認を受けたうえで、これに基づき施工を行う。
- (3) 発注者が現場閉所の取得状況を確認するため、受注者は、工事完工時すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所日確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。
- (4) 当初の設計金額の設定から、**月単位の週休2日**を前提とした補正係数により各経費を補正しており、発注者は、現場閉所日の取得状況を確認し、**月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。**
- (5) 週休2日が達成された場合は実施要領に基づき、工事成績評価にて評価する。

(旧)

(別紙 2)

【受注者希望方式の場合】

浜松市週休 2 日制工事（水道工事）特記仕様書

本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休 2 日に取り組むことを協議したうえで実施する工事（受注者希望方式）である。

第 1 条 目的

本特記仕様書は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する水道工事の一部において、週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日制工事」という）の実施に伴い必要となる費用を適切に計上することで、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第 2 条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。

（2）対象期間

工事着工日から工事完工日までの期間のことをいう。ただし、年末年始（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

工事着工日：試掘工や起工測量等に現場着手する日をいう。

工事完工日：後片付け期間を除く、主要仮設撤去後の工事目的物完成の日をいう。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（資材置場への資材搬入は現場管理上必要な作業にはあたらないため、現場閉所日とはならない。）

（4）4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所率）が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(新)

(削除)

(旧)

(新)

(5) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。

現場閉所率が28.5％以上の場合を4週8休以上、25.0％以上28.5％未満を4週7休以上4週8休未満、21.4％以上25.0％未満を4週6休以上4週7休未満とする。（少数第2位切り捨てとする。）

(6) 完全週休2日

対象期間内の土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに現場閉所日を確認することをいう。

第3条 実施方法

週休2日制工事（受注者希望方式）の実施方法は次のとおりとする。

(1) 当該工事における発注者があらかじめ対象外としている期間は、つぎのとおりである。

- ・施工条件明示書の記載期間

(2) 受注者は、現場着工日までに4週8休以上の取得計画が確認できる現場閉所日計画表（参考様式を参考とする）を監督員に提出し、確認を受けたうえで、これに基づき施工を行う。

(削除)

(3) 発注者が現場閉所日の取得状況を確認するため、受注者は、工事完工時すみやかに、週休2日の状況が分かる書類（現場閉所日確認表や工事記録簿等）を発注者へ提出する。

(4) 発注者は、現場閉所日の取得状況を確認し、4週8休以上の場合、「浜松市週休2日制工事（水道工事）実施要領」（以下、「実施要領」という）の規定により、各経費を補正して工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、4週8休に満たない場合及び工事着工前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合は、変更の対象としない。

(5) 週休2日が達成された場合は実施要領に基づき、工事成績評価にて評価する。

(削除)

(旧)

(新)

(別紙 3)

市場単価の補正係数

(補正式) 週休 2 日補正後の市場単価＝市場単価×週休 2 日の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
鉄筋工		1. 01	1. 03	1. 05
ガス圧接工		1. 01	1. 02	1. 04
インターロッキングブロック工	設置	1. 00	1. 01	1. 02
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1. 01	1. 03	1. 04
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 00	1. 01	1. 02
防護柵設置工（落石防止柵）		1. 01	1. 02	1. 03
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去・移設	1. 01	1. 03	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 00	1. 01	1. 02
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
法面工		1. 00	1. 01	1. 02
吹付砕工		1. 01	1. 02	1. 03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 01	1. 02	1. 03
道路植栽工	植樹	1. 01	1. 03	1. 05
	剪定	1. 01	1. 03	1. 05
公園植栽工		1. 01	1. 03	1. 05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 00	1. 01	1. 02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02	1. 04
橋面防水工		1. 00	1. 01	1. 02
薄層カラー舗装工		1. 00	1. 00	1. 01
グルーピング工		1. 00	1. 01	1. 01
軟弱地盤処理工		1. 00	1. 01	1. 02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 00	1. 01	1. 01

※「加算率・補正係数による割増」について
加算率・補正係数補正後の市場単価＝
週休 2 日補正後の市場単価 × (1+S₀orS₁or・・・S_X/100) × (K₁×K₂×・・・K_X)

※「加算額」について
「加算額の単価の構成が材料のみの場合は加算額の補正はしない。

※施工パッケージについて
施工パッケージに含まれる市場単価においても週休 2 日補正の対象とする。

(削除)

(旧)

(新)

(別紙2)

現場閉所計画表

工事名：□□○年度○○工事
工期限：□□○年10月1日～□□○年3月15日

開始月入力

年

月

202410

2024年10月																																○計	対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
行事等																																	
計画																															0		

2024年11月																																対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
行事等																																
計画																															0	

2024年12月																															○計	対象期間 日数	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			火
行事等																																	
計画																																	0

2025年1月																																対象期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
行事等																																
計画																																
○ 計																															0	31

2025年2月																														対象期間 日数		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1		2	3
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		日	月
行事等																																
計画																															0	3

2025年3月																															対象期間 日数	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月
行事等																																
計画																																
																															○ 計	
																															0	31

凡例
○：現場閉所
×：対象期間外

月単位の合否	未達成	
現場閉所日数		日
対象期間日数		日
現場閉所率		%

現場閉所率＝（現場閉所日数/対象期間日数）×100 ※小数第2位切捨て

週休2日補正	
--------	--